

WOOD コレクション実行委員会会則

(名称及び趣旨)

第1条 この会則は WOOD コレクション実行委員会設置要綱に基づき、WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(総 会)

第2条 委員会の総会（以下「総会」という。）は、委員長、実行委員会委員（以下「委員」という。）並びに監事をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (3) 収支予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) その他委員会の運営に関する重要な事項に関すること

3 総会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることはできない。

5 総会に出席できない委員は、代理人を総会に出席させることができる。

6 総会の議事は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

7 委員又は事務局が、委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

8 総会はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(報酬及び旅費)

第3条 委員等への報酬は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 委員等への旅費は東京都の規定を準用し、支払うものとする。

(会 計)

第4条 委員会の会計期間は、委員会を設置した日に始まり、年度最終日に終わる。

2 「WOOD コレクション（モクコレ）」及び「WOOD コレクション『JAPAN ReWOOD』」の二展示会について収支の管理は別とする。

3 委員会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(残余財産)

第5条 委員会が解散したときに有する残余財産は、東京都に帰属するものとする。

(補 則)

第6条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年9月19日から適用する。